

令和3年11月17日

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1	介護保険システム導入及び保守・サポート業務契約 指名型プロポーザル実施要領	3	見積限度額には、サポート費用（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）が含まれる認識でよろしいでしょうか。	見積限度額は、介護保険システムの価格であり、その他の導入に対する不随費用は見積限度額に含まりません。
2	介護保険システム導入及び保守・サポート業務契約 指名型プロポーザル実施要領	2（3）	①養護老人ホーム寿楽荘様は特定施設でよろしかったでしょうか。 ②□念のための確認となりますが）養護老人ホーム清楽園様は対象外でよろしかったでしょうか。	①養護老人ホーム寿楽荘は特定施設です。 ②養護老人ホーム清楽園は対象外です。
3	仕様書	4	「実証実験を行い、導入効果等について検証」とありますが、検証期間及び検証方法はどのように行う想定でしょうか。	実証実験・導入効果についての検証は、当法人の内部検証（現システムと比較）となりますので、これにより導入の可否が決定するものではありません。
4	仕様書	13	①納入期限は令和4年1月31日とありますが、 2～3月の保守費用の扱いはどのように想定していますでしょうか。 ②令和5年4月1日以降はどのように想定されていますでしょうか。	①保守費用については、各社提示して下さい。 これにつきましても、選定の審査項目と致します。 ②保守費用については、各社提示して下さい。 これにつきましても、選定の審査項目と致します。
5	—	—	①現システム名を教えてください。 ②日々の介護、看護記録は現システムで管理されていますでしょうか。 ③データ移行範囲はどのように想定されていますでしょうか。	①熊本計算センター ②介護・看護記録の管理はパソコンで行っておりません。 ③現システムの利用者基本情報の移行と、献立管理ソフトをお持ちであれば、献立に関するデータを想定しています。